

空家等の対応状況

—令和7年1月20日現在—

※()内は令和6年12月3日現在

対応状況	受付件数 1296棟(1287棟)	
	対応済 998棟(991棟) <small>内訳: 居住者有 201棟(199棟)、更地 339棟(337棟)、区の指導内容等に対し、所有者等が履行したもの 458棟(455棟)</small>	対応中 298棟(296棟)



空家対策内訳	現場確認済		登記情報調査		固定資産税情報照会		法12条通知送付		立入調査法9条2項		助言・指導	
											法14条1項	法22条1項
	1287棟 (1279棟)		1193棟 (1188棟)		987棟 (986棟)		799棟 (794棟)		145棟 (142棟)		81棟 (81棟)	—
	勧告		命令事前通知		命令		戒告 行政代執行法 3条1項		代執行令書 行政代執行法 3条2項		行政代執行 行政代執行法 2条	
	法14条2項	法22条2項	法14条4項	法22条4項	法14条3項	法22条3項	法14条9項	法22条9項	法14条9項	法22条9項	法14条9項	法22条9項
42棟 (42棟)	4棟 (4棟)	14棟 (14棟)	—	8棟 (8棟)	—	2棟 (2棟)	—	2棟 (2棟)	—	1棟 (1棟)	—	

- 更地
所有者等が建物を解体して更地になった棟数
- 区の指導内容
樹木や植物の伐採、枝の剪定、建物の修繕、門扉等の施錠及び害虫の駆除等
- 対応中
以下(1)～(3)の合計である。
 (1)所有者等調査中である棟数
 (2)所有者等に対し、法に基づく通知や指導等を行った結果、建物を適切に管理し始めたが、経過観察中である棟数
 (3)所有者等に対し、法に基づく通知や指導等を行ったが、区の指導等に従わず、改善しない棟数
- 登記情報調査
所有者確認のため土地・建物の登記簿を取寄せた棟数
- 固定資産税情報照会
納税義務者等を都税事務所に照会した棟数
- 法12条通知送付
空家等の所有者に、文書で管理状況等を問い合わせた棟数
- 「法」とは空家等対策の推進に関する特別措置法